**ワンストップ相談窓口設置のお知らせ**

**朝倉市では、創業に関する疑問や課題を解決するためのワンストップ相談窓口を開設しています。この相談窓口では、相談者の相談内容に応じて、朝倉商工会議所や朝倉商工会をはじめとした支援機関と連携し、セミナー・創業塾・融資等、各機関が提供する創業支援へとつなぎます。**

・事業計画の立て方がわからない

・創業のための資金の相談をしたい

・どんな支援があるの？

**ご不明なことは、お気軽にご相談ください。**

**特定創業支援事業も実施します。**

10月（予定）に商工会議所にて、創業塾（仮称）の実施を予定しております。

**＜特定創業支援事業を受けるメリット＞**

1．株式会社設立時の法人登録免許税の軽減  
　資本金の０．７％が０．３５％に減免（最低税額１５万円が７万５千円）

2．創業関連保証枠の拡充  
　融資を受ける際の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠1,000万円を1,500万円に拡大

3．創業関連保証の対象期間の早期化  
　創業２ヶ月前（会社設立でない場合は１ヶ月前）から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始６ヶ月前から利用可能

特定創業支援事業全体図

朝倉市

創業者

創業支援機関

相談

　　　　　　　　　　　支援

紹介

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　アドバイス

**お問い合わせ先**

朝倉市役所　商工観光課　商工労働係

〒838-1398　朝倉市宮野2046-1

TEL：0946-52-1428

FAX：0946-52-1510

E-mail：syoukou@city.asakura.lg.jp

創業支援事業における支援機関

・　朝倉商工会議所

・　朝倉市商工会

・　市内金融機関

・　日本政策金融公庫